

重要事項説明書

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

当事業所は利用者に対して認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対し、共同生活住居において、家庭的な環境の下で食事、入浴、排泄などの介護その他の日常生活上の支援および生活リハビリを行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、利用者がその有する能力に応じ安心して日常生活を送ることができるよう、専門スタッフによる適切な認知症共同生活介護を提供します。その提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。

当施設への利用は、原則として要介護認定の結果「要支援2」または「要介護」と認定され、かつ医師より「認知症」と診断された方が対象となります。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 河内厚生会
法人所在地	茨城県稲敷郡河内町生板 8907
電話番号	0297-84-0311
代表者氏名	理事長 秋山 義継
設立年月日	平成12年11月
主な業務	介護老人福祉施設・短期入所生活介護・通所介護 介護予防通所介護・居宅介護支援・訪問介護 介護予防訪問介護・訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 障害福祉サービス・認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護 介護老人保健施設・短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護・指定訪問看護事業所

2. 事業所の概要

事業所名称	グループホーム あおば
事業所種類	指定認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
指定事業所番号	0894400027
事業所所在地	茨城県北相馬郡利根町大平260-2
設立年月日	平成24年4月
電話番号	0297-85-4860 (FAX) 0297-85-4861
通常の事業の実施地域	利根町

3. 事業所の職員体制

事業所管理者氏名	小笠原 輝彦
従業員数	介護職員 15名(変更有) 計画作成担当者 1名(管理者と兼務)

4. 事業の目的及び運営の方針

【事業の目的】

○認知症対応型共同生活介護

要介護状態等で認知症のある被保険者（以下、「利用者」という。）について、介護サービスに基づき、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事・入浴・排泄等の介護、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の支援、機能訓練、健康管理等を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

○介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事・入浴・排泄等の介護、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の支援、機能訓練、健康管理等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持または向上を目指すことを目的とします。

【運営方針】

事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法に係る厚生労働省令告示の趣旨及び内容に沿ったものとし、

- ① 利用者の認知症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状態を踏まえ、妥当適切な援助・支援を行うこととします。
- ② 利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮し、援助・支援を行うこととします。
- ③ 認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮し、援助・支援を行うこととします。
- ④ 介護従事者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族等に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行うこととします。
- ⑤ 介護従事者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、また、定期的に第三者による評価を受けて、それらを公表し常に改善を図るよう努力することとします。

5. ご利用住居

名称	グループホーム あおば
所在地	茨城県北相馬郡利根町大平260-2
利用定員	・ 壱番館 9名 ・ 弐番館 9名
利用居室	・ 壱番館 洋室9室 ・ 弐番館 洋室9室
共用施設	台所・食堂・居間・洗面所・浴室・洗濯室・トイレ
施設基準	介護保険法に基づく設備基準を満たしている。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険給付の対象となるサービス

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の身体状況、嗜好、栄養のバランスに配慮して提供します。 ・利用者と職員が、できる限りの範囲で食事の準備、後片付けを行い役割や生きがい、充実感をもって生活できるよう支援していきます。 ・食材費は、給付対象外です。 ・食事は離床して食堂で摂取して頂くように配慮します。 ・食事時間（制限はしませんが、おおよその目安です） 朝食： 6：30～ 8：00 昼食：12：00～13：00 夕食：17：00～18：00
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じ適切な入浴の介助と入浴の自立の援助を行います。 ・週2回以上の入浴または清拭を行います。 ・出来る限り利用者本人の希望時間に入浴することができます。 (9：00～16：00)
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じ適切な排泄の介助と排泄の自立の援助を行います。 ・おむつを使用されている利用者については適宜の交換を行うとともに、適宜トイレへの誘導を行います。
日常生活	<ul style="list-style-type: none"> ・離床 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・着替え 生活リズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・整容 個人としての尊厳に配慮し適切な整容を行うよう配慮します。 ・シーツ交換は必要に応じて適宜交換します。
その他 自立支援 への援助	<ul style="list-style-type: none"> ・昼間時間帯における離床・活動を原則として、社会生活への参加を促し、自立のための生活支援を行います。 ・身の回りのことは自らが実施していただくように援助いたします。 ・利用者の選択に基づき、趣味や趣向に応じた創作活動の場を提供します。 ・趣味活動として家庭菜園等の作業を勧め、心身機能の維持及び認知症の進行を抑制できるよう援助いたします。 ・利用者、家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合は同意を得て、代行支援を行います。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師による健康管理を実施することで利用者の日々の状態を把握し、また相談コーナーを設けることで、安心感と精神の安定を図り、心身の健康維持に努めます。(週に1度看護師訪問あり。医療連携にて) ・緊急等(看護師による24時間オンコール対応)必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。
貴重品管理	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の希望により、貴重品の管理を行います。
相談・援助	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者とその家族からの相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。

(2) 基本利用料 (別表)

- ①利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）を負担いただきます。
ただし、利用者が以前に保険料の滞納がある場合は、利用者より「厚生労働大臣の定める基準額」の10割をいただき、当事業所が発行するサービス提供証明書を保険者（市町村）に提出し、利用者の介護保険負担割合に応じた額の払い戻しを受けることができます。
- ② 利用者が、まだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金全額支払いとなります。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が保険者から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ③ 保険者からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、利用者の負担額を変更します。

(3) 加算

- ①体制加算：厚生労働大臣の定める基準に適合した場合、施設のサービス体制（設備、人員配置等）により基本利用料に加えて一律に負担いただきます。
- ②個別加算：厚生労働大臣の定める基準に適合した場合、利用者の状態（入所初期、退所援助等）により、基本利用料に加えて個別に負担いただきます。
- ③介護職員処遇改善加算：厚生労働省により、介護職員の処遇を改善するために設定された加算。基本利用料に加えて個別に負担頂きます。

《利用料金表》

◇ 介護保険法による認知症対応型共同生活介護サービス費

	介護度	単位数
基本介護費 (1日につき)	要介護1	753 単位
	要介護2	788 単位
	要介護3	812 単位
	要介護4	828 単位
	要介護5	845 単位

◇介護保険法による介護予防認知症対応型共同生活介護サービス費

	介護度	単位数
基本介護費 (1日につき)	要支援2	749 単位

◇加算

下記の加算については、当該事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合した場合に限り加算されます。

種 類		単位数
医療連携体制加算		39 単位/日
重複して加算しない	サービス提供体制強化加算（Ⅰ） イ＝18 ロ＝12	12 単位/日
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	6 単位/日
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 単位/日
初期加算（最初の30日）		30 単位/日
退居時相談援助加算		400 単位/回（退居時1回限り）
若年性認知症利用者受入加算		120 単位/日
重複して加算しない	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 単位/日
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4 単位/日
重複して加算しない	認知症チームケア加算（Ⅰ）	120 単位/月
	認知症チームケア加算（Ⅱ）	150 単位/月
看取り介護加算		144 単位/日 （死亡日以前4日以上45日以下）
看取り介護加算		680 単位/日 （死亡日の前日及び前々日）
看取り介護加算		1280 単位/日（死亡日）
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		利用単位数の18.6%（小数点以下四捨五入）

(4) その他の利用料（介護保険給付外費用）※生活保護者に係る費用は別紙1とする

種 類	内 容
敷 金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 壹番館 100,000 円 ・ 貳番館 100,000 円 （退居後、立替金、居室修繕費を差し引き返却いたします。）
家 賃	（居室利用料です） <ul style="list-style-type: none"> ・ 壹番館 41,500 円/月 ・ 貳番館 41,500 円/月 ※月途中の入退居の場合は、日割り計算となります。 ※月途中の入退院、外泊の場合は、1ヵ月分となります。
食 材 料 費	31,500 円/月 （利用者に提供する食事の材料にかかる費用です。）

	・月途中の入退居・入退院・外泊の場合は、日割り計算となります。 (壹番館・弐番館共通)
水道光熱費	18,000 円／月 (電気・ガス・水道料金です。) <ul style="list-style-type: none"> ・月途中の入退居・入退院・外泊の場合は、日割り計算となります。 (壹番館・弐番館共通)
共 益 費	4,500 円／月 (シャンプー・リンス・石鹸・医薬品 (包帯・常備薬など)・トイレットペーパー等です。 <ul style="list-style-type: none"> ・月途中の入退居・入退院・外泊の場合は、日割り計算となります。 (壹番館・弐番館共通)
複写物交付	1 枚につき 10 円 利用者および契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費を負担いただきます。
教養娯楽費	日常生活上の介護保険給付対象外における教養及び娯楽等に係る費用として実費を負担いただきます。
理美容費	業者の請求に基づき、実費を負担いただきます。
おむつ代	業者の請求に基づき、実費を負担いただきます。(使用の場合)
病院受診付添料	利用者が病院受診、入院など受診時に付添が必要な場合、別途費用負担があります。
その他諸費用実費	日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活上必要となる費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用。
<ul style="list-style-type: none"> ・経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する理由について、変更を行う 2 ヶ月前までに説明します。 <p>※生活保護を受給している人は家賃 35,400 円に減額します。</p>	

(5) 利用料、その他の費用の請求および支払い方法

請求方法	利用料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、翌月 15 日頃に請求します。
お支払い方法	銀行振込・口座引き落とし・窓口現金払いの中から選べます。 利用できる金融機関 INET・ワイドネット 利用可能金融機関 その月の末日までに支払ってください。

※利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払について、正当な理由がないにもかかわらず、支払期日から 2 ヶ月以上遅延し、さらに支払の督促から 10 日以内に支払がない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分を支払いただくことがあります。

7. 入居にあたっての留意事項

利用にあたって、入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

持込制限	入居にあたり、生活上の最小限の持ち物に限らせていただきます。 ※危険物（カミソリ・刃物等）や火器類・ペットの持ち込みは禁止です。
面 会	来訪者は面会の都度職員に届け出てください。 面会時間は午前8時から午後8時までです。
外 出	外出・外泊される場合は、前日までに申し出てください。
居室の利用 迷惑行為等	<ul style="list-style-type: none"> ・設備、備品等は本来の使用方法に従って大切に利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償して頂く事があります。 ・騒音・雑音等の他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 ・承諾なしに他の利用者の居室に立ち入らないでください。 ・当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
居室の変更	利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者や家族と協議のうえ決定するものとします。
食 事	食事が不要な場合は、前日までに申し出てください。
所持金等	原則として、現金等の所持は控えてください。
喫 煙	指定の喫煙スペース以外での喫煙はできません。防火上マッチ・ライター等の火気の取扱いは施設で行います。
差し入れ	食中毒、感染予防の為、利用者の方への食べ物の差し入れは遠慮頂いておりますが、利用者の好物等を持参された時には必ず職員に声をかけてください。

8. 協力医療機関及び協力歯科医療機関

医療を必要とする場合は利用者の希望により、次の協力病院において診療や入院治療を受けることができます。ただし、下記医療機関での優先的な診療、あるいは入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けするものではありません。あくまでも医療機関は、利用者の自由意志により選択できます。

利用者の急変等により至急の医療行為が必要な時は、緊急入院の措置を講じることもあります。

※基本的に病院受診、入退院は、家族又は代理人にお願いしています。ただし、やむを得ない場合は、事前に相談ください。

(受診時付添いが必要な場合、別途、費用負担があります。また、入院期間中は家族の対応になります。)

《協力医療機関・協力歯科医療機関》

利根町国保診療所	あびこクリニック歯科
住所：茨城県北相馬郡利根町羽中200	住所：千葉県我孫子市 我孫子4-3-25

9. 緊急時の対応方法

認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医、救急隊、またはあらかじめ当該認知症対応型共同生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先に連絡します。

10. 事故発生時の対応方法

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、適切な及び必要な措置を講じます。また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、不可抗力による場合を除き損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所の責に着すべからざる事由による場合はこの限りではありません。
- (2) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

11. サービス提供の記録

- (1) 認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供の記録を行うこととし、その記録はその完結の日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業所に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

12. 非常災害時の対策

消防計画	別に定めます。
避難訓練	年2回 訓練を行います。（設備点検も合わせて実施）
食材備蓄	災害時に備え非常用食料等の備蓄に努めるものとします。

13. 運営推進会議

利用者及び市町村職員並びに地域住民の代表等に対し、提供するサービス内容等を明らかにすると共に地域との連携を保ち、更にはその提供するサービスの質の確保及び向上を図る為に、運営推進会議を設置し2ヶ月に1回開催いたしますので、理解と参加をお願いいたします。

14. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者などの人権の擁護・虐待の防止等のために、研修等を通じて、従業者の人権意識向上・知識や技術の向上に努める等必要な措置を行います。

15. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束は行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者および、家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行っ

た日時に、理由及び状態等について記録を行います。

- ① 緊急性 : 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
- ② 非代替性: 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
- ③ 一時性 : 利用者本人または、他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

16. 苦情の受付について

(1) 当事業所に対する苦情やご相談は下記の専用窓口で受け付けます。

事業所窓口	
窓口名称	グループホームあおば 苦情処理係
担当者 職氏名	管理者 小笠原 輝彦
電話番号	0297-85-4860 (あおば) 0297-84-0311 (河内厚生会)
受付時間	受付時間: 平日(月～金) 8:30～17:30

(2) 行政機関その他苦情受付期間

利根町役場 福祉課	所在地: 茨城県北相馬郡利根町布川841-1 電話番号: 0297-68-2211 (代) 受付時間: 平日(月～金) 9:00～17:00
国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険苦情相談室	所在地: 茨城県水戸市笠原町978-26 電話番号: 029-301-1561 受付時間: 平日(月～金) 9:00～17:00

17. 第三者による評価

(1) 評価機関

特定非営利活動法人 認知症ケア研究所	所在地: 茨城県水戸市酒門町4637-2 電話番号: 029-247-9292
-----------------------	--------------------------------------------

(2) 評価実施年月日

平成25年12月12日	平成26年11月18日	平成27年11月16日
平成28年11月16日	平成29年11月14日	令和1年10月10日
令和3年10月14日	令和5年10月12日	

(3) 開示方法

評価結果の公表方法	・施設内にて閲覧可能
-----------	------------

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

指定認知症対応型共同生活介護サービスまたは介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名	グループホーム あおば
説明者氏名	職氏名：管理者 小笠原 輝彦

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定認知症対応型共同生活介護サービスまたは介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所	
利用者氏名	
契約者住所	
契約者氏名	
利用者との続柄	

別紙1 (4) その他生活保護者の利用料（介護保険給付外費用）

種 類	内 容
敷 金	100,000 円（壹番館・弐番館共通）退居後、立替金、居室修繕費を差し引いて返金いたします。
家 賃	（居室利用料です） ・ 壹番館 41.500 円／月 ・ 弐番館 41.500 円／月 ※月途中の入退居の場合は、日割り計算となります。 ※月途中の入退院、外泊の場合は、1ヵ月分となります。
食 材 料 費	31,500 円／月（利用者に提供する食事の材料にかかる費用です。） ・ 月途中の入退居・入退院・外泊の場合は、日割り計算となります。 （壹番館・弐番館共通）
水道光熱費	16,000 円／月（電気・ガス・水道料金です。） ・ 月途中の入退居・入退院・外泊の場合は、日割り計算となります。 （壹番館・弐番館共通）
共 益 費	4,500 円／月（シャンプー・リンス・石鹸・医薬品（包帯・常備薬など）・トイレットペーパー等です。） ・ 月途中の入退居・入退院・外泊の場合は、日割り計算となります。 （壹番館・弐番館共通）
複写物交付	1 枚につき 10 円 利用者、契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費を負担いただきます。
教養娯楽費	日常生活上の介護保険給付対象外における教養及び娯楽等に係る費用として実費をご負担いただきます。
理美容費	業者の請求に基づき、実費を負担頂きます。
おむつ代	業者の請求に基づき、実費を負担頂きます。（使用の場合）
病院受診付添料	利用者が病院受診、入院など受診時に付添が必要な場合、別途費用負担があります。
その他諸費用実費	日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活上必要となる費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用。
・ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する事があります。その場合事前に変更の内容と変更する理由について、変更を行う 2 ヶ月前までに説明します。	

病院受診付き添い、入院、退院手続きに係る別途料金の説明

社会福法人河内厚生会グループホームあおばは、利用者の病院受診後、入院・退院手続きには、原則家族、または、代理人をお願いしております。

ただし、家族の申し出、あおばの責任者の判断により、付き添いが必要な場合、その都度施設で対応させていただきますが、別途費用負担があります。(町内の医療機関に受診の場合には料金を頂いておりません。)

条件	
<ul style="list-style-type: none"> ・家族、代理人の都合が悪い場合 ・家族、代理人に連絡が付かない場合(責任者の判断による) ・その他[] 	
時間	料金
8:30～17:30	<ul style="list-style-type: none"> ① 2時間まで 2,000円 ② 2時間以上4時間まで 4,000円 ③ それ以降2時間毎に 2,000円
5:01～ 8:29 17:31～21:59	①・②・③料金の125%
22:00～翌5:00	①・②・③料金の150%